

## 重度心身障害者医療の助成申請について

新聞等で報道されております、「障害者自立支援法」が、18年4月から施行(一部は10月1日施行)されることに伴いまして、育成、更生、精神通院など公費負担の医療制度が変わり、原則医療費の一割は自己負担となりました。これまでは医療費が公費で賄われ自己負担がなかったため、北海道と町で医療費の助成をしている「重度心身障害者医療給付事業」の申請を行っていない方が見受けられますが、今回の改正により公費医療については原則一割の自己負担が導入されますので、下記の基準に該当する方又は該当しそうな方は重度心身障害者医療給付事業の申請をされますようお願いいたします。

### ■重度心身障害者医療の基準

#### 1. 受給者の生計を主として維持する方の所得基準

※扶養親族等の数が3人を超えるときは、その超える方1人につき21万3千円を加算した額となります。

#### 2. 対象者 次のいずれかに該当する場合

- (1)障害者手帳1～3級(3級は内部疾患のみ対象)に該当し受給者の生計を主として維持する方の所得が基準を下回る場合
- (2)精神科を標ぼうする医師において重度の知的障害と判断又は診断された場合で、受給者の生計を主として維持する方の所得が基準を下回る場合

#### 3. 医療費の負担

- (1)4歳未満の児童及び住民税非課税世帯の方は、初診時一部負担金が自己負担となります(初診時一部負担金～医科580円、歯科510円)
  - (2)その他の方(住民税課税世帯の方)は医療費の一割が自己負担となります。
- ※自立支援法とは世帯のとらえ方が違いますので注意願います。

扶養親族等の数	所得額
0人	6,287千円
1人	6,536千円
2人	6,749千円
3人	6,962千円

詳しくは、  
早来庁舎国保年金課医療  
給付係 ☎2512  
追分庁舎住民総合相談室  
☎2411

## 安平町長選挙・安平町議会議員選挙

投票日 4月23日⑧

7時～20時

今回の安平町議会議員選挙については、旧早来町(第1選挙区)・旧追分町(第2選挙区)ごとに選挙区を設けて投票を実施します。

後日投票所入場券を送付しますので、入場券に記載されている投票所名をご覧のうえ、各投票所にお越しください。

詳しくは4月5日発行の選挙特集号をご覧ください。

また、ご不明な点があれば安平町選挙管理委員会(役場早来

庁舎内 ☎ 22-2511 Fax 22-2026)へお問い合わせくださいますようお願い致します。

居住地区	期日前投票所	投票所
旧早来町	安平町役場 早来庁舎	前回の衆議院議員選挙と同じ投票所です。
旧追分町	安平町役場 追分庁舎	

告示日 4月18日(火曜日)

期日前投票・不在者投票期間

4月19日から4月22日まで

(投票時間 8時30分から20時まで)

住所の要件

平成18年1月17日以前に転入した方。

年齢の要件

昭和61年4月24日以前に生まれた方。

### 早来子育て支援ルーム

#### 「ポニー」のおしらせ4月

問合せ ☎23190

#### 親子の広場(毎週水曜日)※新年度は4月12日より開始します。

時間 午前10時～11時30分 対象 保育園入園前のお子さんと親

場所 学童保育所 内容 4月12日⑧ こんにちは、4月19日⑧

ゲームあそび、4月26日⑧ こいのぼりづくり 開放日(毎週金曜日) 時間 10時～11時30分

おはなし広場(毎週火曜日) 時間 13時30分～16時 場所 子育て支援ルーム

子育て相談(月曜日～金曜日) 時間 9時～17時

#### 3歳児の遊びの広場が始まります

第1期 期間 5～7月

日時 毎週木曜日10時～11時30分

場所 早来放課後児童保育所 定員10名

今年度は未就園の3歳児を対象にした広場を開催します。週1回3歳児だけを集めて楽しく遊びながら友だちや保育士と一緒にいろんな遊びを体験してみます。お母さんとも少しずつ離れて活動する予定です。ご希望の方は支援ルームまで申込みください。